

とうきょうとしょうがいしゃけんりようご そうだんうけつけじょうきょうとう
東京都障害者権利擁護センターにおける相談受付状況等

1 **年次推移**

平成28年4月の「障害者差別解消法」施行後、障害者差別に係る相談等を「東京都障害者権利擁護センター」で受け付けている。

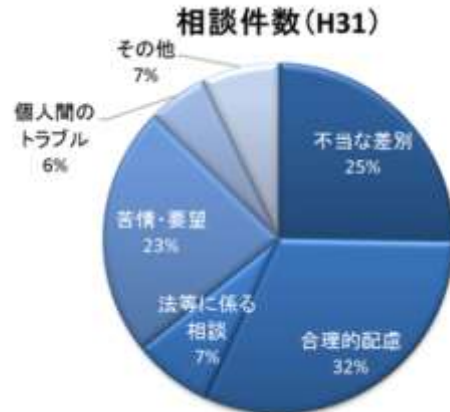
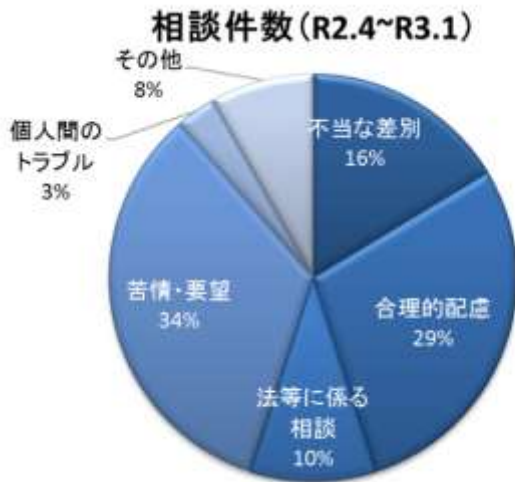
「東京都障害者差別解消条例」に基づき設置した広域支援相談員についても、同センターに配置し、相談対応業務等を行っている。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度 4～1月 (速報値)
相談受付 件数	166	118	307	363	220

2 **令和2年度の受付状況**

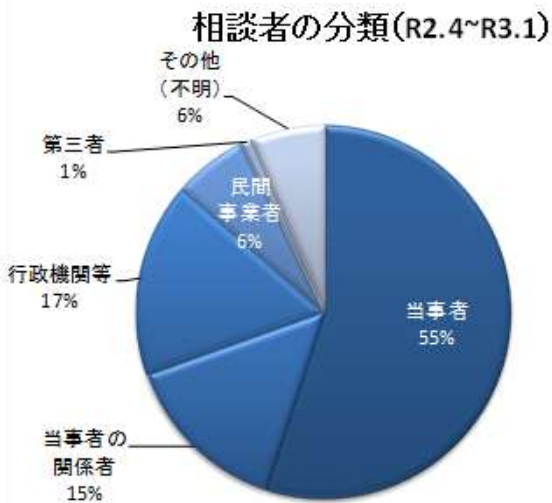
(1) 相談件数

	相談内容						合計
	不当な差別	合理的配慮	法等に 係る相談	苦情・要望	個人間の トラブル	その他	
件数	36	63	22	74	7	18	220
割合	16%	29%	10%	34%	3%	8%	100%



(2) 相談者の分類

	当事者	当事者の関係者	行政機関等	民間事業者	第三者	その他(不明)	合計
けんすう 件数	121	32	37	14	2	14	220
わりあい 割合	55%	15%	17%	6%	1%	6%	100%

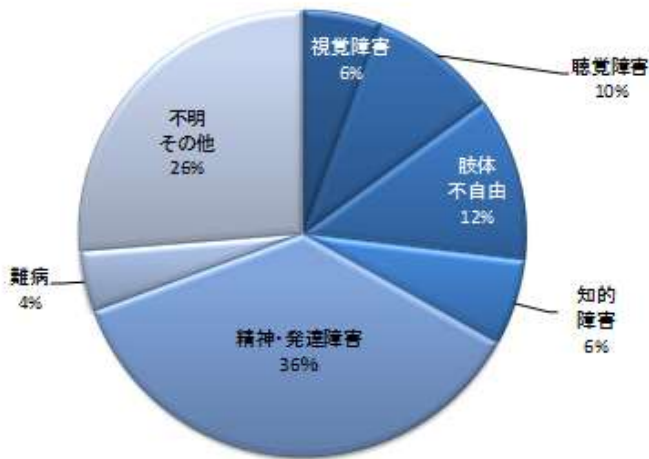


(3) 当事者の障害種別（「当事者の関係者」からの相談を含む。）

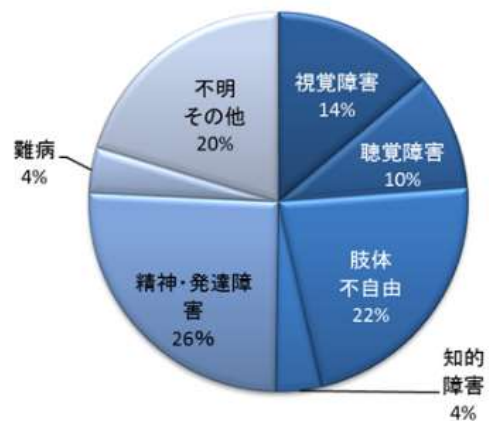
	しやくしやうがい 視覚障害	ちやうかくしやうがい 聴覚障害	したいふじゆう 肢体不自由	ちてきしやうがい 知的障害	はったつしやうがい 発達障害	なんびやう 難病	ふめい/そのた 不明/その他	ごうけい 合計
けんすう 件数	9	15	19	10	58	7	42	231
わりあい 割合	6%	10%	12%	6%	36%	4%	26%	100%

※重複障害として、肢体不自由・精神障害、知的障害・精神障害、精神障害・その他が各2件、知的障害・難病が1件あった。

当事者の障害種別(R2.4~R3.1)



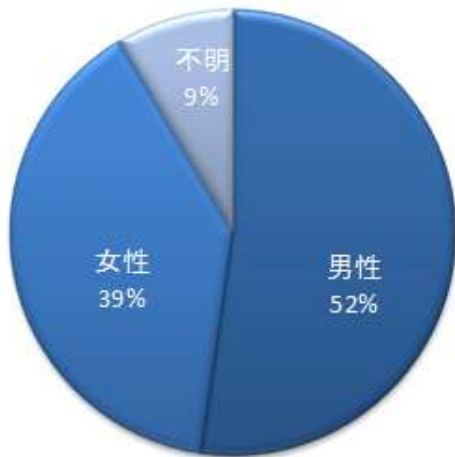
当事者の障害種別(H31)



(4) 当事者の性別（「当事者の関係者」からの相談を含む）

	だんせい 男性	じよせい 女性	ふめい 不明	ごうけい 合計
けんすう 件数	80	60	13	153
わりあい 割合	52%	39%	9%	100%

当事者の性別 (R2.4~R3.1)



当事者の性別 (H31)



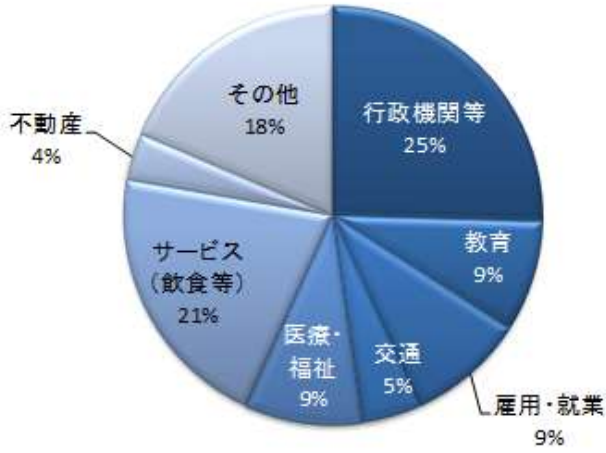
(5) 相談分野の分類

	けんすう 件数	わりあい 割合
ぎょうせいきかんと 行政機関等	56	25%
きょういく 教育	19	9%
こようしゅうぎょう 雇用・就業	20	9%
こうつう 交通	10	5%
いりょうふくし 医療・福祉	20	9%
サービス(いんしょくとう 飲食等)	46	21%
ふどうさん 不動産	8	4%
その他※	41	18%
ごうけい 合計	220	100%

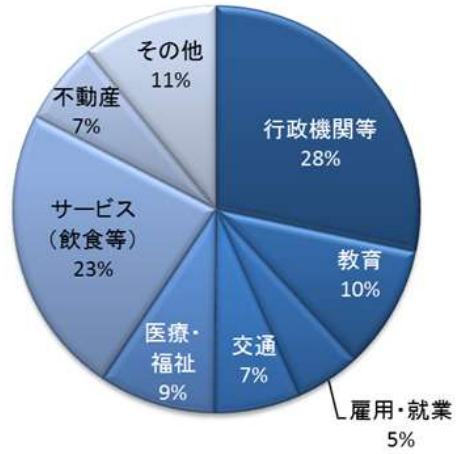
※その他には、分野不明、私人関係、自身の状況への不安等を含む。

※複数の分野について相談があった場合は、それぞれ計上している。

相談分野の分類(R2.4~R3.1)



相談分野の分類(H31)



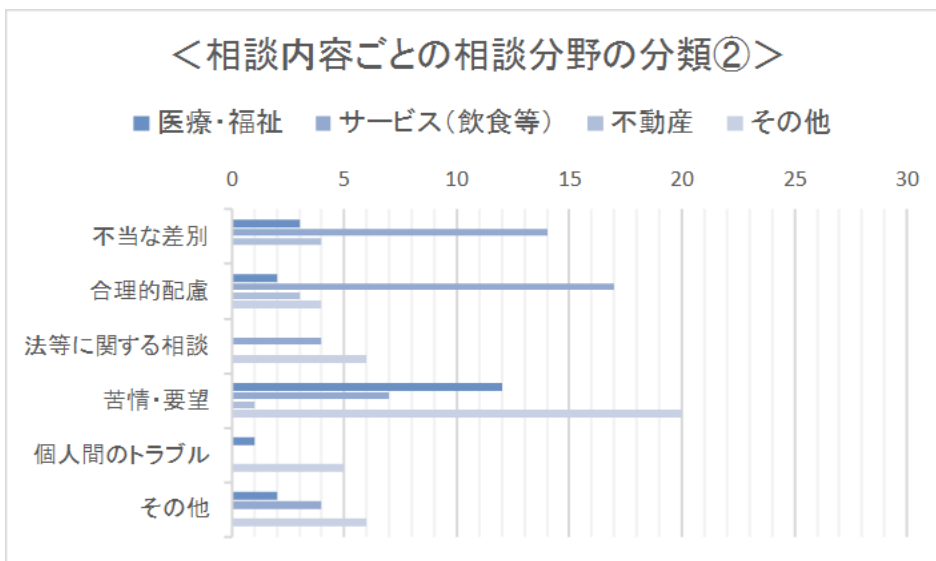
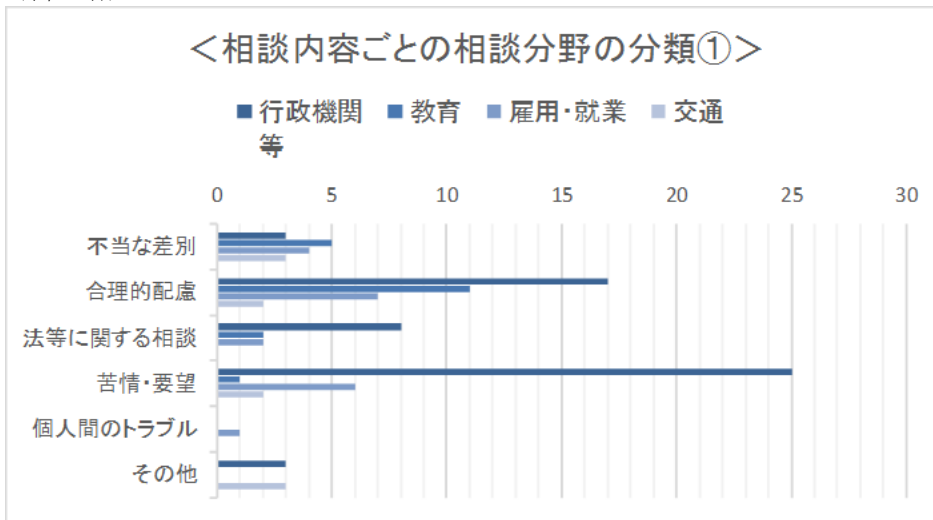
(6) 相談内容ごとの相談分野の分類

相談内容	(単位：件)		
	ふとう きべつ 不当な差別	ごうりてきはいりよ 合理的配慮	ほうとう かか そうだん 法等に係る相談
ぎょうせい きかんとう 行政機関等	3	17	8
きょう いく 教育	5	11	2
こよう しゅうぎよう 雇用・就業	4	7	2
こう つう 交通	3	2	0
いりよう ふくし 医療・福祉	3	2	0
サービス (いんしょくとう) (飲食等)	14	17	4
ふ どう さん 不動産	4	3	0
そ の た その他	0	4	6
ごう けい 合計 (A)	36	63	22

(単位：件)
たんい けん

	くじょう ようぼう 苦情・要望	こじんかん 個人間のトラブル	その他	けい 計 (A+B)
ぎょうせい きかんとう 行政機関等	25	0	3	56
きょう いく 教育	1	0	0	19
こよう しゅうぎょう 雇用・就業	6	1	0	20
こう つう 交通	2	0	3	10
いりょう ふくし 医療・福祉	12	1	2	20
サービス (いんしょくとう 飲食等)	7	0	4	46
ふ どう さん 不動産	1	0	0	8
その他	20	5	6	41
ごう けい (B) 合計 (B)	74	7	18	220

(単位：件)

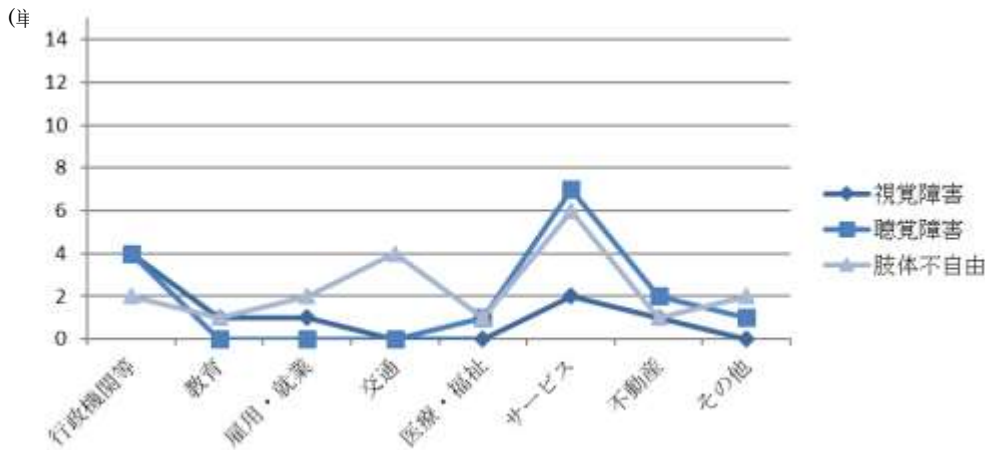


(7) 当事者の障害種別ごとの相談分野の分類（「当事者の関係者」を含む。）

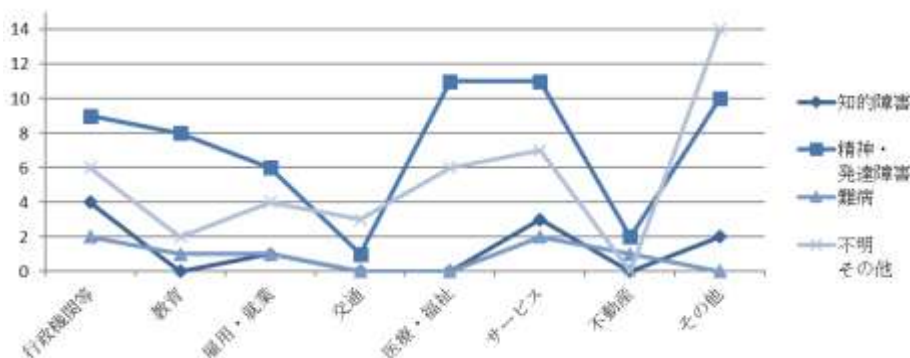
(単位：件)

	行政 機関等	教育	雇用・ 就業	交通	医療・ 福祉	サービス (飲食等)	不動産	その他	計
視覚障害	4	1	1	0	0	2	1	0	9
聴覚障害	4	0	0	0	1	7	2	1	15
肢体不自由	2	1	2	4	1	6	1	2	19
知的障害	4	0	1	0	0	3	0	2	10
精神・発達障害	9	8	6	1	11	11	2	10	58
難病	2	1	1	0	0	2	1	0	7
不明その他	6	2	4	3	6	7	0	14	42
計	31	13	15	8	19	38	7	26	160

<視覚障害・聴覚障害・肢体不自由>



<知的障害・精神発達障害・難病・不明その他>

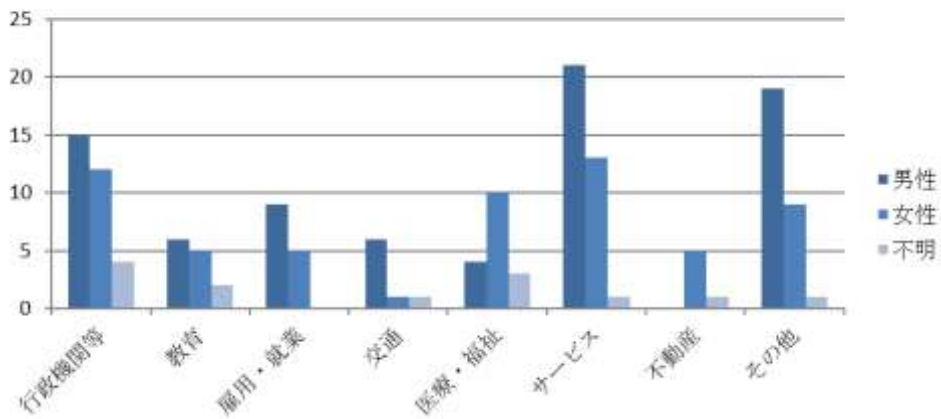


(8) 当事者の性別ごとの相談分野の分類

(単位：件)

	行政 機関等	教育	雇用・ 就業	交通	医療・ 福祉	サービス (飲食等)	不動産	その他	計
男性	15	6	9	6	4	21	0	19	80
女性	12	5	5	1	10	13	5	9	60
不明	4	2	0	1	3	1	1	1	13
計	31	13	14	8	17	35	6	29	153

<性別ごとの相談分野の分類>



3 あっせん等の手続きに関する実績

(1) 紛争解決の仕組みについて

広域支援相談員が対応しても相談の解決が見込めないときは、紛争の当事者である障害者等は、知事に対し、紛争の解決のために必要なあっせんを求めることができ、知事は、必要と認める場合、調整委員会にあっせんを付託する。

事業者が正当な理由なくあっせん等に従わない場合には、必要な措置を講じるよう勧告し、さらに、それに従わない場合、知事はその旨を公表できる。

(2) 実績（平成30年10月から令和3年1月まで）

(単位：件)

	申立 受理	終了状況			終了 計	審議中	
		あっせんの成立		あっせんの 不成立			
		(勧告)	(公表)				
件数	1	1	(0)	(0)	0	1	0

※「勧告」、「公表」は「あっせんの成立」の内数。